

川崎市就学援助連絡調整会議運営要綱

(目的)

第1条 学校教育法第19条に定められた就学援助制度に関し、情報の交換、周知等を行い、本市の就学援助をより円滑に実施することを目的として、川崎市就学援助連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 準要保護児童生徒の認定等に関すること。
- (2) 就学援助制度に関する各種の情報交換に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 調整会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、小学校長会代表をもって充て、会務を総理する。
- 4 副座長は、中学校長会代表をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 調整会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に調整会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員は、調整会議に出席できないときは、その指名する者を代理で調整会議に出席させることができる。
- 4 委員のうち、各地区の校長会代表の委員は、調整会議で連絡調整された事項を各地区の校長会へ持ち帰り、周知をはかることとする。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務を教育委員会事務局総務部学事課で処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日をもって施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

別表（第3条関係）

小学校長会代表
川崎区小学校長会代表
幸区小学校長会代表
中原区小学校長会代表
高津区小学校長会代表
宮前区小学校長会代表
多摩区小学校長会代表
麻生区小学校長会代表
中学校長会代表
川崎区中学校長会代表
幸区・中原区中学校長会代表
高津区・宮前区中学校長会代表
多摩区・麻生区中学校長会代表
教育委員会事務局総務部長
教育委員会事務局総務部学事課長
教育委員会事務局教育政策室担当課長
教育委員会事務局学校教育部指導課教育相談員
教育委員会事務局健康給食推進室担当課長